

○国土交通省告示第八十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十二条第二項及び第一百十四条第二項の規定に基づき、間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を次のように定める。

平成二十六年八月二十二日

国土交通大臣 太田 昭宏

間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件

建築基準法施行令第一百十二条第二項及び第一百十四条第二項に規定する防火上支障がない部分は、居室の床面積が百平方メートル以下の階又は居室の床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分（これらの階又は部分の各居室（以下「各居室」という。）に消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六第二号に規定する住宅用防災報知設備若しくは同令第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）第二条第四号の三に規定する連動型住宅用防災警報器（いずれも火災の発生を煙により感知するものに限る。）を設けたものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 各居室から直接屋外への出口等（屋外への出口若しくは避難上有効なバルコニーで、道若しくは道に通ずる幅員五十センチメートル以上の通路その他の空地に面する部分又は準耐火構造の壁若しくは建築基準法第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画されている他の部分をいう。以下同じ。）へ避難することができること。

二 各居室の出口（各居室から屋外への出口等に通ずる主たる廊下その他の通路（以下「通路」という。）に通ずる出口に限る。）から屋外への出口等の一に至る歩行距離が八メートル（各居室及び通路の壁（各居室の壁にあつては、床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料とした場合又は建築基準法施行令第二百二十九条第一項第一号口に掲げる仕上げとした場合は、十六メートル）以下であつて、各居室と通路とが間仕切壁及び戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除き、常時閉鎖した状態にあるか、又は火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）で区画されていること。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。